

議案第 3 1 号

山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年山陽小野田市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 3 条中「この条例の施行の日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間」を「当分の間」に、「平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに」を「放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して 3 年を経過する日までに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 1 号参考資料

山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第 1 0 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第 3 条 <u>当分の間</u>、第 1 0 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に</p>	<p>(職員)</p> <p>第 1 0 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第 3 条 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間</u>、第 1 0 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成</p>

従事することとなった日から起算して3年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。